

届出受理医療機関一覧表

処理年月日
[令和 7年 8月 7日 から 令和 7年 8月18日 歯科]

令和 7年 8月25日作成 1 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
01,0227,9	江藤歯科口腔外科クリニック	〒658-0047 神戸市東灘区御影2丁目19-5		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1 （歯外在ベⅡ1）第36号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日
05,0299,9	橋本歯科医院	〒652-0041 神戸市兵庫区湊川町4丁目1番1号		歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第103604号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
09,0804,8	平井歯科クリニック	〒662-0045 西宮市安井町5番14号1階		歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第103602号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 歯科外来診療感染対策加算1 （外感染1）第103824号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日
09,0878,2	もりひこ歯科クリニック	〒663-8175 西宮市甲子園五番町16-10		歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第103601号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日
14,0051,6	もりきき歯科医院	〒669-2222 丹波篠山市味間南1009番1号		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第1069号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1 （歯外在ベⅡ1）第35号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
30,0628,7	鎌谷歯科医院	〒661-0001 尼崎市塚口本町4丁目6番12号		手術用顕微鏡加算 （手顕微加）第553号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日 歯根端切除手術の注3 （根切顕微）第513号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
30,0823,4	あん歯科クリニック	〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3丁目24-15OSビル1A		小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 （口管強）第1334号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年 8月 7日 から 令和 7年 8月18日 歯科]

令和 7年 8月25日作成 2 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受 理 内 容
30,0838,2	尼崎ガーデン歯科	〒661-0976 尼崎市潮江5-4-17 -3F		初診料（歯科）の注1に掲げる基準 （歯初診）第3556号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第103603号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 歯科外来診療感染対策加算1 （外感染1）第103825号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 歯科治療時医療管理料 （医管）第3309号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 在宅療養支援歯科診療所2 （歯援診2）第120824号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 在宅患者歯科治療時医療管理料 （在歯管）第924号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 （歯訪診）第2316号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日 歯科口腔リハビリテーション料2 （歯リハ2）第871号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー （歯CAD）第3545号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 歯周組織再生誘導手術 （GTR）第584号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第5466号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日
36,0059,2	長谷歯科医院	〒679-4313 たつの市新宮町新宮39 7番1		手術用顕微鏡加算 （手顕微加）第554号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
40,0537,9	てらだ歯科クリニック	〒672-8021 姫路市白浜町宇佐崎中2 -516		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）4 （歯外在ベⅡ4）第1号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日
51,0574,9	神戸セントレース歯科 ・矯正歯科	〒650-0021 神戸市中央区三宮町一丁 目4番3号クレフィ三宮 802号室		歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第103600号 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日
51,0575,6	アルデブラン・デンタル クリニック神戸三宮 院	〒650-0021 神戸市中央区三宮町二丁 目2番1号ラム三宮ビル 7F		小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 （口管強）第1335号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 （歯訪診）第2317号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
52,0194,4	名村ホームデンタル	〒651-2113 神戸市西区伊川谷町有瀬 838-4ヒルズ久兼ビ ル 103		初診料（歯科）の注1に掲げる基準 （歯初診）第3557号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 （歯訪診）第2318号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日 CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー （歯CAD）第3546号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第5467号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日